

## 1 「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律」について

	いただいたご意見
1	賛成
2	特商法が改正されたが、同法では対象外商品を規定している。条例では対象外をつくらないことを要望する。また現在多発している被害の状況にかんがみ、取引形態として交換も含むあらゆる取引を対象にするべきである。
3	改正特商法の規制対象に限定しない全ての買取型消費者取引を条例の規制対象とすべきである。 条例は危害の防止、不当な取引行為の禁止、苦情処理のあっせん等を定めるだけであり、改正特商法の規制対象外の物品・取引態様を条例の規制対象としても、適正な事業活動を行っている事業者の「自由な事業活動」を阻害するものではない。 また、最近では訪問購入への規制を逃れるために交換契約を装う事業者もあるとのことであり、条例の規制対象は売買契約だけでなく交換契約も含むことを明示すべきである。
4	最近、商品券と「交換」する訪問買取業者が出現してきており、「購入」ではないから特商法の適用がないといった主張をしているようです。条例の適用においてもそのような業者の言い逃れを許さないために、「買取」だけでなく「交換」も含むような規定の書きぶりにすべきだと思います。
5	改正特商法の規制対象に限定しない全ての「買取型消費者取引」を条例の規制対象とすることに賛成である。 改正特商法は、規制対象を物品に限定したうえ、さらに、対象除外物品を定めているため、除外物品や権利が対象の場合には規制が及ばず、後追いで規制対象を広げるのでは、被害の予防救済としては不十分である。 また、電話や店舗での取引についても、訪問と同じようにトラブルが発生していることから、訪問以外の「買取型消費者取引」についても条例の規制対象とすべきである。 なお、買取代金を商品券で支払うというような事例も出てきていることから、今後、さまざまな交換の形をとる取引が出てくる可能性があり、購入、売却に限らず、「交換の取引」も対象とすることを明確にすべきである。
6	中間報告の内容に賛成である。 中間報告が意見を求めている、「買取型消費者取引」の対象については、除外品目を設けずに「全ての買取型消費者取引」を対象とすべきである。 「取引」の概念として、金銭による買取りだけでなく、商品券やクオカードなどの交換取引も含まれるよう規定していただきたい。
7	中間報告の内容に賛成である。 なお、中間報告が意見を求めている「買取型消費者取引」に除外対象を設定するかどうかについては、「改正特商法」の規制対象に限定せず全ての買取型消費者取引を対象とすべきである。 また、物品等と金銭による売買契約だけでなく、物品等と金券類との交換取引についても規制対象とすべきである。
8	中間報告の内容に賛成する。 昨今、買取型消費者取引における消費者被害が増加する中、改正府条例においては、除外品目の設定や訪問買取に限定したものではなく、全ての買取型消費者取引を対象とすべきである。 また、金銭による買取引だけでなく、金券類等との交換取引についても規制の対象とすべきである。
9	・訪問購入に対処できるよう改正される中間報告の内容に賛成である。 ・中間報告が意見を求めている、「買取型消費者取引」の取引対象については、特商法の規定である「訪問取引」に限定せず、店舗での取引や電話勧誘販売など全ての取引範囲を対象とすることには賛成である。 ・特定商取引法の適用除外になっている、家具・家電については、廃品回収業者とのトラブルがあり、自動車や書籍についても押し買いが行われている実態がある。「買取型消費者取引」の対象商品などに例外規定を設けず、自動車、書籍、家電、家具からゴルフ会員権や株券・社債等の権利に及ぶよう「全ての取引」を対象とするよう要望する。 ・最近では、訪問購入業者が、貴金属の金額相当の商品券を渡し、交換だから購入ではないと主張して、消費者のクーリング・オフの申出に対応しようとしなない事例がある。決済方法が現金以外の商品券で行った（購入と代物弁済）だけのことが考えられるが、今後、交換など様々な決済方法をとる取引が出てくる可能性があるため、「交換取引」の場合も対象とするよう要望する。
10	中間報告の内容におおむね賛成ですが、買取型消費者取引の対象を全ての取引を対象にしてください。また、物品と金銭の取引のみを対象にするのではなく、物品と商品券等の金券類との交換の取引についても規制の対象としてもらえるよう希望します。

# 1 「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律」について

	いただいたご意見
1 1	<p>広く物品の買取型取引を条例の対象とすることには賛成である。</p> <p>もっとも、訪問購入を条例の対象として付加するだけでは足りない（2条関係）。なぜなら、それ以外にも対応が条例（8条、16条等）で対応が必要な消費者取引があるからである。</p> <p>具体的には、まず第1に、訪問購入の脱法としての商品券等を利用した購入類似の取引（訪問型交換取引）である。次に第2に、外貨投資商法（訪問型外貨両替取引、電話勧誘型外貨両替取引）。</p> <p>さらに、第3に、医療機関債（訪問型借入取引、電話勧誘型借入取引）。なお、後2者は、改正消費者安全法に関連するものである。</p>
1 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪問購入に対処できるよう改正される中間報告の内容に賛成である。</li> <li>・ 中間報告が意見を求めている、「買取型消費者取引」の取引対象については、特商法の規定である「訪問取り引き」に限定せず、店舗での取引や電話勧誘販売などすべての取引範囲を対象とすることには賛成である。</li> <li>・ 特定商取引法の適用除外になっている、家具・家電については、廃品回収業者とのトラブルがあり、自動車や書籍についても押し買いが行われている実態がある。「買取型消費者取引」の対象商品などに例外規定を設けず、自動車、書籍、家電、家具からゴルフ会員権や株券・社債等の権利に及ぶよう「すべての取引」を対象とするよう要望する。</li> <li>・ 最近では、訪問購入業者が、貴金属の金額相当の商品券を渡し、交換だから購入ではないと主張して、消費者のクーリング・オフの申出に対応しようとししない事例がある。決済方法が現金以外の商品券で行った（購入と代物弁済）だけのことと考えられるが、今後、交換など様々な決済方法をとる取引が出てくる可能性があるため、「交換取引」の場合も対象とするよう要望する。</li> </ul>
1 3	<p>「買取型消費者取引」の除外対象設定について、「改正特商法」の規制対象に限定せず、全ての買取型消費者取引を対象とすべきと考えます。</p>
1 4	<p>中間報告の内容に賛成です。</p> <p>なお、「買取型消費者取引」の対象に除外品目を設定せず、全ての買取型消費者取引を対象としてください。</p> <p>また、物品と金銭による取引態様だけでなく、物品と金券類との交換取引についても規制対象としてください。</p>
1 5	<p>中間報告にありますように、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 「買取型消費者取引」において、「事業者が物品を販売するもの」が消費者であることを明記すること。</li> <li>2) 消費者保護条例においては、取引形態や物品の種類にかかわらずすべての取引を対象とされています。改正特商法で定められている除外品規定をなくし、全ての商品（権利を含む）・取引形態を対象としていただきたい。</li> </ol> <p>消費者が売り手となる中古品取引については、店舗での売却やトラックで呼び止めの売却など、ほとんど事業者主導の取引になっており、契約後、苦情が発生しても消費者の主張が通ることなどほとんどありません。除外規定をはずすことにより、特商法でダメな場合でも条例で解決が図れるようにするべきである。</p>
1 6	<p>中間報告の内容に賛成する。訪問購入事業者によっては、交換の対価を商品券で支払っている事例があり、現金以外の支払い手段であっても特定商取引法の適用を明示されたい。</p>
1 7	<p>中間報告の内容に賛成です。</p> <p>なお、全ての「買取型消費者取引」を対象として下さい。</p> <p>物品と金券類との交換取引についても規制の対象としてください。</p>
1 8	<p>中間報告の内容については賛成ですが、「買取型消費者取引」の対象に除外品目は作らず、全てのものを対象にして下さい。</p> <p>また、物品と金券類との交換取引も規制対象に入れて下さい。</p>
1 9	<p>中間報告の内容に賛成します。</p> <p>ただ、「買取型消費者取引」の対象に除外品目を設定せず「全ての買取型消費者取引」を対象として下さい。</p> <p>それに物品を金銭による取引態様だけでなく物品と金券類との交換取引についても規制対象として下さい。</p>
2 0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪問購入に対処できるよう改正される中間報告の内容に賛成である。</li> <li>・ 特定商取引法の適用除外になっている、家具・家電については、廃品回収業者とのトラブルがあり、自動車や書籍についても押し買いが行われている実態がある。「買取型消費者取引」の対象商品などに例外規定を設けず、自動車、書籍、家電、家具からゴルフ会員権や株券・社債等の権利に及ぶよう「全ての取引」を対象とされたい。</li> <li>・ また、訪問購入業者が、貴金属の金額相当の商品券を渡し「交換」と主張する場合もある。このような場合も対象とされたい。</li> </ul>
2 1	<p>特商法の改正に伴い、「訪問購入」を条例の対象と明示することであるが、訪問購入以外にも、交換や両替等、様々な被害の出ていることに鑑み、事業者と消費者との間の有償契約及び消費者側に負担のある無償契約の一切を対象とするように明記されるべきであると考えます。</p>

## 2 「消費者教育の推進に関する法律」について

いただいたご意見	
1	賛成
2	消費者教育推進法の制定と言う新しい事態に伴って30条に追加するという形ではなく、重大な項目として取り上げて欲しい。 教育委員会との連携や各方面の協力により、実効性に有るものを早急に策定して欲しい。
3	新たに、消費者教育の章を設け、消費者教育の充実に努めることを明確に規定することに賛成である。 それに加えて、消費者教育推進計画を早期に策定することが必要であり、充実した内容のものが早期にできるのであれば、その形式についてはこだわらず、それを消費者基本計画の一部に盛り込むこともありうると思います。 なお、消費者教育推進地域協議会の役割を消費者保護審議会が担うことについては、消費者保護審議会は開催回数が限られ、実質的な議論に割ける時間が限られるなど機動性にかける面があることから、消費者保護審議会と完全に一体化することには疑問があります。 消費者教育を、幼児期から高齢期までの各段階に応じて、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場において行うという観点からは、学校教育を担っている教育委員会や地域団体との連携が重要だと思います。これまで、そういった連携の場や機会が手薄であったと思いますので、今後の充実を望みます。
4	6月28日、消費者教育の推進に関する国の基本的な方針が閣議決定された。これを受けて、大阪府においても消費者教育推進計画を策定し、計画的に消費者教育を進めるべきである。 現行条例では、30条（第5章 雑則）の中に置かれているが、改正条例においては、「消費者教育」に関する新たな「章」を設け、消費者教育に努めるよう規定されることについては賛成である。 中間報告では、その計画作りを審議する機関の在り方について留保しているが、大阪府消費者保護審議会の中に消費者教育の計画策定を進める部会を設置することも有効な選択肢であると考えられる。 消費者教育推進計画は、策定後の実践も展望して策定すべきであることから、多様な関係者の知恵と経験が不可欠のため外部有識者を含めて構成すべきと考える。なお、具体的な内容については消費者基本計画に盛り込むべきと考える。
5	中間報告の内容を支持します。 なお、消費者教育の計画策定を早急に進めてください。
6	6月28日、消費者教育の推進に関する国の基本的な方針が閣議決定された。これを受けて、大阪府においても消費者教育推進計画を策定して、計画的に消費者教育を進めるべきである。 中間報告では、その計画作りを審議する機関のあり方について留保しているが、消費者教育の計画は策定後の実践をも展望して策定する必要があることから、多様な関係者の知恵と経験、実践力を発揮できるように構成すべきである。 一方で、大阪府消費者基本計画を策定する予定があることから、作業が重複せず、かつ有機的に計画作りがすすむよう配慮が必要である。 その意味では、大阪府消費者保護審議会のもとに、消費者教育の計画策定を進める部会を設置することも有力な選択肢である。
7	・6月28日、国で「消費者教育の推進に関する国の基本的方針」が閣議決定された。大阪府においても消費者教育推進計画を早急に策定されたい。計画が実効あるものとするためには、単に行政や相談員など消費者問題の関係者だけではなく、より広範囲の人達を巻き込んで大きな議論を展開する必要がある。 なぜなら、複雑・高度化かつ潜在化する消費者被害の現状を憂えて活動する、例えば福祉関係者、教育関係者、警察関係者、企業活動に関わる者が、大阪にも多く存在するからである。これらの者との連携なしには、真の消費者教育の推進は望めない。 したがって、消費者保護審議会だけの審議ではなく、消費者問題に関心と熱意のある地域住民を参加させて意見を幅広く聞くなど、実効性のある消費者教育地域推進協議会の設置と開催を望む。 ・現行条例30条（第5章の雑則の中に置かれている）を新たに「章」を設けることについては賛成である。
8	「消費者教育の推進に関する法律」の制定に伴い、「学校、大学、地域における消費者教育の推進（義務）」が課されて、その対応のために、消費者教育を推進されるとのことはいいのですが、教員数を増やしたり、地域の保護者やPTAにも協力してもらい講師をしてもらったり、生徒だけでなく、土曜の休校日に地域の市民も含めた消費者教育をしたり、具体的に取り組んでいってほしいと思います。 一番大切なのは、学校で児童や生徒に教える前に、家庭教育の充実が無いと、砂上楼阁になると思います。 家庭教育をバックアップするためにも教員数の増加が必要だと考えます。 今の学校とひと昔前の学校では、その機能が異なっていて、そのことを消費者庁と文科省に伝えてください。
9	消費者教育の章を新たに設けることに賛成である。条例に明文の規定として、府の消費者基本計画に消費者教育推進計画及び消費者教育推進地域協議会を設けることも明記した方がよいと考える。

## 2 「消費者教育の推進に関する法律」について

いただいたご意見	
1 1	<p>大阪有消費者保護条例に「消費者教育」の章を設けることについて、賛成いたします。</p> <p>大阪府消費者保護審議会が「消費者教育推進地域協議会」の役割を担うことも1つの方法と思います。</p> <p>ただ、消費者教育推進法に盛り込まれた「消費者市民」育成のためには、「悪質商法の被害に遭わないために」という教育のみならず、自ら考え意思決定できる消費者の育成が不可欠です。</p> <p>これまで行われてきた消費者啓発が、主として被害の未然防止に重点を置いていたことを考えますと、消費者保護審議会がそのまま消費者教育推進地域協議会の役割を果たすのでは、不十分と考えます。</p> <p>消費者教育において実績のある消費者団体、専門家団体、また地域において消費者教育に関して先進的な取り組みを行ってきた学校等の意見を聴きながら、消費者教育の計画を策定していただきたく、保護審議会の下、ワーキンググループ（部会の形も1つの方法）の設置が必要と考えます。</p> <p>またワーキンググループ（もしくは部会）は、今の時期だけに必要なのではなく、めまぐるしく変化する消費社会の動きに合わせ、常設の機関として存在することも必要です。</p> <p>消費者教育推進に関する常設のワーキンググループ（もしくは部会）の設置について、消費者保護条例に明記していただきたいと考えます。</p>
1 2	<p>・6月28日、国で「消費者教育の推進に関する国の基本的方針」が閣議決定された。これを受けて、早急に大阪府においても消費者教育推進計画を策定していただきたい。</p> <p>また、計画の作成に際しては、消費者教育施策を実質的に検討・推進する部会を設置することが、必要である。</p> <p>現行条例30条（第5章の雑則の中に置かれている）を新たに「章」を設けることについては賛成である。</p>
1 3	<p>別途、「章」を設けることに賛成する。大阪府においても早急に消費者教育推進計画を策定されたい。計画の策定に際しては、関係団体・機関、地域住民を参加させ、広く意見を聴き、消費者教育の実現に向けて計画されたい。</p>
1 4	<p>中間報告の内容に賛成です。</p> <p>その中の消費者教育の計画策定を早く推進して下さい。</p>
1 5	<p>中間報告の内容に賛成です。</p> <p>消費者教育の計画策定をできるだけ早くすすめていただけることを望みます。</p>
1 6	<p>中間報告の内容を支持します。</p> <p>ですから、消費者教育の計画策定を早急にすすめて下さい。</p>

### 3 「消費者安全法の一部を改正する法律」について

	いただいたご意見
1	「欠陥」の解釈の問題で、消費者の重大な財産被害についても被害と言う捕らえ方が出来るのならば良いが、出来ないのならこのことを明確化すべきではないか。
2	改正消費者安全法との整合性を図り、不当な取引によって多数の消費者の財産に被害を生じ、又は生じさせるおそれのある事案についても、現行条例8条ないし10条による危害防止措置がとれるように、規定を整備することに賛成です。
3	中間報告に賛成
4	中間報告の内容に賛成である。
5	中間報告の内容に賛成する。
6	<p>・消費者被害の実態は、特商法や金融商品販売法、金融商品取扱法など特別法での規制が及ばない「未公開株や社債の自己募集」などの詐欺が横行し、多数の消費者に高額な金銭被害をもたらしている。</p> <p>また、「水資源の権利」や「シェールガス採掘権」など実態の無い利用権や「イラク通貨」「アフガニスタン通貨」の換金など国内での換金が通常困難な外国通貨の取引による被害も発生している。</p> <p>このような現状を踏まえ、「消費者安全法の一部を改正する法律」では、「被害の発生及び拡大防止を図るための事業者に対する不当な取引の取りやめ」等の措置を執るよう勧告ができることとされた。</p> <p>よって、現行条例第8条の「危害を発生又は発生させる可能性がある事案に対し、その気概の拡大防止等の勧告等」ができることが規定されていることに加え、条例の目的である1条に照らして、取引被害（財産被害）についても、府が事業者に勧告できるようにすることが必要であり、「被害の発生及び拡大を防止すべき事案」として規定されることには賛成である。</p> <p>「改正消費者安全法」との整合を図る観点から多数の消費者被害事態以外の取引も条例の対象にしていいただきたい。</p>
7	<p>改正消費者安全法を踏まえて、条例8条～10条を改正し、不当な取引被害（財産被害）について危害防止措置を取りうることに賛成である。</p> <p>なぜなら、消費者被害の多くは取引被害であり、しかも、財産的被害についても高齢者を中心に深刻な被害が少なくないからである。なお、改正消費者安全法への対応として、条例2条もあわせて改正すべきである。</p>
8	中間報告に賛成いたします。
9	「改正消費者安全法」と整合性を図ることに賛成する。しかしながら、詐欺事案に対する勧告等の措置は、被害救済につながる仕組みの構築なしでは実効性が伴わないのではないかと危惧する。関係機関との連携等、詐欺事業者のやり得とならないような条例の立てつけとしていただきたい。

## 4 不招請勧誘について

	いただいたご意見
1	賛成
2	府域全体にステッカーが配布されていない現状で、必ず勧誘を受ける意思があるかどうかの確認を必要とする。ステッカーは現在の「訪問販売お断り」ではなく、これまでの常識では考えにくかった買取訪問の問題も含めたものにするべきである。ステッカーで対応するなら府内全世帯に配布する必要があるとあり、市町村との連携が望まれる。しかし取引形態が複雑化しており、消費者には対応できにくい状況を考慮し、この項目は府内の苦情相談の実態を踏まえ、府民の意見を十二分に配慮して欲しい。
3	条例が「拒絶の意思を表明している消費者に対する勧誘」を禁止していること、「訪問販売お断りステッカー」等を玄関等に貼付することで「拒絶の意思の表明」であることについて、府民・事業者に周知徹底し、実効性を高めるべきである。 また、この条項は悪質ではない事業者に対しても適用されるものであることも併せて周知徹底すべきである。
4	(1) 現行条例規則別表第一の「拒絶の意思を表明している消費者に対する勧誘」(以下、「現行不招請勧誘規定」という)の禁止につき、文書が大変まぎらわしいので、修正の必要があると思われます。 第2段階では、現行不招請勧誘規定につき、はっきりと「禁止されており」と記載されており正しい。そして第4段落では、ステッカー等を訪問購入も対象とする記載に工夫すれば、訪問購入に対する不招請勧誘にも対応できると記載しており正しい。 ところが第4段落では「現時点において「不招請勧誘」を禁止行為とすることは困難であると判断した」と述べており、第3段落まで述べてきたことと明らかに矛盾しています。また、このような記載は、現行条例規則別表第一に関する逐条解説で示された従来の大阪府の見解とも矛盾しています。 そこで、第4段落は簡単に次のように記載すべきです。 記 「したがって、不招請勧誘の規定において訪問購入に対応するために特段の条例規定の変更は必要ないと判断した。」 (2) なお、第2、第3段落で、「実質的な悪質事業者による」という文言が2箇所用いられていますが、いずれも不適切であるので削除すべきです。拒絶の意思を表明している消費者に対する勧誘は事業者の実質的な悪質性の有無を問わず規制しているからです。このように言うと、過剰規制ではないかとの指摘がなされることがありますが、勧誘を拒絶している消費者に対して勧誘してはならないのは当然のことであり、条例がそのような社会ルールの遵守を事業者に求めるのは過剰規制ではないと考えられるからです。 なぜなら、第一に、条例の規制は制裁が弱くゆるやかな規制なので広範囲の規制が許容されうること、第二には、事業者は個別に「拒絶」の解除を消費者に求めて、それにより勧誘することは可能であり(オプトアウト型規制ではない)、「絶対禁止」を定めたものではないからです。
5	今回の改正では、不招請勧誘一般の禁止が見送られたことは残念です。 今後も引き続き、検討をすべき課題だと考えます。 なお、条例規則では、「拒絶の意思を表明している消費者に対する勧誘」を禁止したうえ、運用及び解釈において「訪問販売お断りステッカー」等を貼付することが「拒絶の意思の表明」としてありますが、せめて、「訪問販売お断りステッカー」等を貼付して拒絶の意思を表明している消費者に対する勧誘が禁止されることを、規則に明記すべきだと考えます。
6	「不招請勧誘」一般を禁止行為とすることは、事業者等への影響(自由な取引行為の阻害)や、法律レベルでの禁止がなされていないこととの整合性から、現時点で条例への盛り込みは困難であることはやむを得ないと考える。 現行の条例施行規則5条で不当な取引行為が禁止されており、既存の「訪問販売お断りステッカー」は拒絶の意思を表明していると解説されていることから、既存のステッカーに「訪問取引」や「訪問買取」の文言を追記することにより、実質的には、悪質事業者による「不招請勧誘」の防止対策が可能である。 特商法レベルよりも条例の方が適用範囲が広い点については評価する。
7	中間報告の内容に賛成である。 「訪問販売・買取お断りステッカー」を貼り付けする啓発や普及を進めるべきである。
8	中間報告の内容に賛成する。 「訪問販売・訪問買取お断りステッカー」を配布し、消費者被害の未然防止と啓発を一層進めるべきである。
9	・「不招請勧誘」一般を禁止行為とすることについては、訪問販売においては、16条における「不当な取引行為」にあたるかどうかとは関係なく、事業者が消費者を勧誘する際には、消費者に勧誘を受ける意思を確認することを明文化をしていただきたい。 ・「訪問販売お断りステッカー」に記載されている文言を「訪問取引」や「訪問販売・買取」とする等の工夫により、全ての「買取型消費者取引」において、実質的な悪質事業者による「不招請勧誘」の防止対策が可能となり、自動車の訪問買取などの事例にもあてはまることにつながるため賛成である。 また、商品券等の交換取引のような、法律の脱法的な取引の事例もあり、できれば「訪問販売、有償取引お断りステッカー」の貼付による不招請勧誘の禁止を運用および解釈にとどめず、条例での禁止事項として明確にしていきたい。

## 4 不招請勧誘について

	いただいたご意見
10	<p>要請なき訪問取引の規律については、事前要請を必ず要求する「不招請勧誘」（狭義）と、勧誘開始前の同意を確認を要求することを区別すべきである。</p> <p>「不招請勧誘」（狭義）については、全ての取引について、訪問購入のように事前の要請がない場合限り訪問勧誘をしてはならないとすることは、現状難しいことはその通りである。</p> <p>しかしながら、訪問時に必ず事前に勧誘を受ける意向を確認すべきであるとするは、決して困難ではない。むしろそれは常識的なことでもある。適正に事業を行っている者ならば、当然行うべきことであり、不都合な影響も考えられない。</p> <p>この限度での条例改正は、引き続き検討すべきなどと先送りするのではなく、直ちに対応していただきたい。なお、この問題は、訪問取引だけに限らず、電話勧誘取引についても同時に議論すべきである。</p>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「不招請勧誘」一般を禁止行為とすることについては、訪問販売においては、16条における「不当な取引行為」にあたるかどうかとは関係なく、事業者が消費者を勧誘する際には、消費者に勧誘を受ける意思を確認することを明文化をしていただきたい。</li> <li>・「訪問販売お断りステッカー」に記載されている文言を「訪問取引」や「訪問販売・買取り」とする等の工夫により、全ての「買取型消費者取引」において、実質的な悪質事業者による「不招請勧誘」の防止対策が可能となり、自動車の訪問買取りなどの事例にもあてはまることにつながることで賛成である。</li> </ul> <p>また、商品券等の交換取引のような、法律の脱法的な取引の事例もあり、できれば「訪問販売、有償取引お断りステッカー」の貼付による不招請勧誘の禁止を運用および解釈にとどめず、条例での禁止事項として明確にいただきたい。</p>
12	<p>不招請勧誘による被害が多発しています。</p> <p>不招請勧誘を禁止として条例に明記が必要だと考えています。</p> <p>中間報告では条例明記が現状困難とありますが、条例での禁止事項としていただきたい。また、「訪問販売・訪問購入お断り」シールを条例で明文化することで、被害拡大を防止できると考えます。</p> <p>運用で、消費者の対抗手段として意思表示の「訪問販売・買取りお断り」シールを作成し、希望者・一定年齢の高齢者に配布することを必須としていただきたい。</p>
13	<p>被害にあっても相談しないケースが大多数であることにかんがみ、現場の相談員としては、不招請勧誘の全面禁止を期待しています。しかしながら、適正に事業を行っている事業者の営業活動を阻害するというのであれば、せめて、電話勧誘に関する特定商取引法上の適用の有無に関わらず、全面的に契約前の書面交付を義務付ける条例を策定していただきたい。</p>

## 5 苦情審査委員会について

	いただいたご意見
1	賛成
2	<p>苦情審の現状はあまりにも見えにくい。年間1件か2件で各市の相談員からは「もっとある」と言われている。真偽の程は兎も角として、府の消費生活センターがcenter of centerの役割を果たすためにも重要な事業であり、斡旋をもっと簡易に出来るようにしてはどうか(書面など簡単に)。この場合 斡旋でも出席しない事業者は公表できるようにする。</p> <p>苦情審での処理は、申し出者1人の被害回復の為のものではないはず。被害の拡大防止、未然防止に役立ててこそ、税金を使って処理する価値がある。そのためには、もっと踏み込んだ公表が出来るよう工夫が必要ではないか。情報提供が使命である。</p> <p>又訴訟援助制度も苦情審で解決できなかった事案と言うのが条件になっているため、苦情審が開かれれないと言うことは訴訟援助制度も絵に書いた餅になってしまうのは当然である。市町村消費生活センターからの斡旋要望に対し、先ずすべて受け入れるべきだ。その上で取り上げるかどうかを判断すべきだが、その判断基準も不明確だし、却下した理由も分からない。苦情審での解決を要望する場合も、苦情審からの回答も書面に対処し、可能な限りの情報公開をすべきではないか。</p>
3	<p>現行条例では、第30条で「情報提供」として公表しているが、その根拠がわかりづらい。従って、経緯及び結果の公表について明確に規定することについては賛成である。</p> <p>現行条例では、あっせん時における当事者への出席要請の根拠規定がないが、あっせんの際にも当事者への出席を求めることができることを規定することについては賛成である。</p> <p>あっせんにおいて、事業者が出席要請に応じない場合であっても、氏名等の公表は行わず、あっせん不調の場合は、調停で対処し、その結果、事業者が出席拒否をした場合は、氏名公表するという二段構えで対処することであるが、31条の(消費者の申し出)で府民から氏名公表を求められた場合は応じていただきたい。</p> <p>「あっせん」と「調停」の違いを明確にし、どちらも使いやすいう、運用面を改正していただきたい。「あっせん」案件が少ないのは、「あっせん」が使いづらくなっているのではないか、これは「8」にも関係することであり、なぜ利用されないかの調査をし、利用しやすくしていただきたい。</p> <p>条例25条は裁量規定になっているが、「～しなければならない」と義務規定とし、実効性を担保していただきたい。</p>
4	<p>中間報告の内容に賛成である。</p> <p>但し、あっせん事案を増やし、苦情審査委員会の審議案件を飛躍的に引き上げるよう、その開催要件や審議の進め方を柔軟にすべきである。</p> <p>現在、委員会の審議にかけられる事案の判断基準が運用に任せられているが、委員会の活性化が図られるよう、修正すべきである。</p>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ あっせん及び調停での苦情が解決した場合の氏名等の公表については、現行条例では、第30条の規定に基づいて「情報提供」として公表しているが、その根拠性についてわかりづらい。従って、第25条に経緯及び結果の公表について明確に規定することには賛成である。苦情審査会に関する条文に公表規定を設けていただきたい。</li> <li>・ 現行条例では、あっせん時における当事者への出席要請に関する根拠規定がない。そのために事業者が出席しないことがあり、「あっせん不調」となる事態が発生していると聞いている。あっせんにおける当事者への出席要請への根拠規定を第25条で明確にし、業者出席拒否によるあっせん不調を防ぎ、消費者被害の救済が拒まれることがないようにしていただきたい。</li> <li>・ あっせんにおいて、事業者が出席の求めに応じない場合であっても、氏名等の公表は行わないものとするが、あっせんに対応しない事業者には、調停に格上げして対処し、そこでも対応しない事業者は、氏名を公表するという二段構えで方向付けをしているが「あっせん」と「調停」の違いを明確にし、双方を使いやすいものとしていただきたい。</li> <li>・ 25条の苦情処理のあっせん等で大阪府苦情審査会によるあっせん又は調停に付する当事者の出席を求め、意見を聴くことができる。という文言がありますが、現在、苦情審がほとんど開催されていません。消費生活に著しく影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある紛争について「あっせん」や「調停」を行い、その解決にあたるという文言に置き換えていただきたい。苦情審への付託があれば、付託概要の公表ならびに審議結果の公表まで明文化につながり、同様事例の解決に大きく寄与することになり、業者への抑止力にもなると思われる。</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ あっせんおよび調停で苦情が解決した場合の氏名等の公表については、現行条例では、第30条の規定に基づいて「情報提供」として公表しているが、その根拠性について分かりづらい。従って、第25条の規定中に経緯及び結果の公表について明確に規定することには賛成です。もっと端的に、東京都条例30条を参考に、苦情審に関する条文に公表規定を設けていただきたい。</li> <li>・ 現行条例では、あっせん時における当事者への出席要請に根拠規定がない。出席してもらえないことにより、「あっせん不調」となる事態が発生している。あっせん時における当事者への出席要請への根拠規定を第25条で明確にし、業者出席拒否によるあっせん不調を防ぎ、事業者の安易な出席拒否により消費者被害の救済が拒まれることがないようにしていただきたい。</li> <li>・ あっせんにおいて、事業者が出席の求めに応じない場合であっても、氏名等の公表は行わないものとするが、あっせんに対応しない事業者には、調停に格上げして対処し、そこでも対応しない事業者は、氏名公表するという二段構えで方向付けをしているが「あっせん」と「調停」の違いを明確に示し、双方を使いやすいものとして頂きたい。</li> <li>・ 25条の苦情処理のあっせん等で大阪府苦情審査会によるあっせん又は調停に付する当事者の出席を求め、意見を聞くことができる。という文言がありますが、現在、苦情審の開催が少なく思われます。消費生活に著しく影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある紛争について「あっせん」や「調停」を行い、その解決にあたるという文言に置き換えていただきたい。苦情審への付託があれば、付託概要の公表ならびに審議結果の公表まで明文化につながり、同様事例の解決に大きく寄与することになり、業者への抑止力にもなると思われる。</li> </ul>
7	賛成である。



## 5 苦情審査委員会について

	いただいたご意見
8	<p>中間報告（１）（２）に賛成です。            消費者被害が悪質・高齢化しており、各消費生活センターでも交渉解決に苦慮している案件が多くあるようですが、苦情審査委員会の開催が比して少ないと考えます。            付託されたものは「あっせん」か「調停」で行われていますが、「あっせん」は当事者間の自主的な解決を図るものと規定されていますが、調停より頻繁に「あっせん」が行われてしかるべきと考えておりますが、僅少が現状です。            第25条 「知事は、消費者と事業者との間の商品及び役務等の取引に関する苦情のうち解決が困難であると認められるものについて大阪府消費者保護審議会によるあっせん又は調停に付することができる」とありますが、苦情審査会に消費者から申し出があったものについては、すべて、あっせんすることを前提としていただきたい。もし、取り上げるか否かの判断で、取り上げられなかった場合の理由の公表を望みます。</p>
9	<p>苦情審査委員会のあっせんに出席を拒む事業者についても、「氏名の公表」の対象とすることを明記されたい。苦情審査会のあっせんに付すということは、それなりに社会的影響のある消費者トラブルと思慮いたします。            年間10件程度の斡旋あるいは調停の実施を希望します。実験商法の浄水器や、書面不交付のクーリングオフの案件等、センターの斡旋に応じない事例があり、現金で支払い済みの場合が多く、悪質事業者のやり得を見過ごしていることは問題です。            複数のセンターから同一事業者による同一事例の案件があれば、速やかに苦情審査会のあっせんをすることも明記されたい。</p>

## 6 自主行動基準について

	いただいたご意見
1	賛成
2	<p>自主行動基準の考え方は評価できる。しかし届け出後、事業者の届出内容と実態が異なる場合、現状では勧告・是正するには多くの人手が必要となり(調査のため)不可能に近い状況にある。このため悪質な事業者にも大阪府がお墨付きを与えた形になり、消費者に誤認を与えている。</p> <p>この問題は、消費者団体には市場監視の役割があり、消費者団体に申し出権を与えることによって解決出来る方法がある。</p> <p>現法31条に消費者の申し出があるが、これを書面で申し出し、府は必ず書面で回答することを義務付ける制度にする。その事によって府の人手不足が少しでも解消され、消費者団体も「消費者社会市民」として公正で自由な市場をつくっていく一助になると思う。</p> <p>この申し出の項目は非常に重大で、消費者団体の活性化にも繋がり、条例を実行あるものにするためにも必要である。</p>
3	<p>自主行動基準の公示制度の本来の目的は、事業者から届出のあった自主行動基準を公示することによって、消費者志向の高い事業者についての情報提供することにあります。実際には、届出の段階から、事業者の事業活動の実態が基準に合致していないケースがあり、それにもかかわらず、行動基準自体が条例11条1項の目的適合している限り、公示しなければならないという矛盾があり、そのような場合には、公示することによって、かえって消費者に誤解を与える情報提供をする結果となってしまうという問題がありました。</p> <p>そこで、届出時点において、当該事業者の事業活動が、その基準内容を遵守していないと認められるときには、是正勧告を可能として、是正されない場合には公示しないという規定を設けることに賛成です。</p> <p>なお、公示後に基準を遵守していないと認めるときには、条例13条により、基準を遵守するように勧告ができ、勧告に従わなかったときには、28条により、氏名公表することが可能となっています。</p> <p>このような場合、いったん公示された基準をどのように取り扱うことにするのか、すなわち、公示を撤回するのか、公示はそのままにして、基準を遵守していないとして氏名公表のみを行うのかの点が条例上、明らかでないように思います。</p> <p>公示後に基準を遵守せず、指導・勧告に従わなかったときには、公示を抹消する、あるいは、指導・勧告に従うまで公示を停止するなどの規定についての手当もする必要があります。</p> <p>なお、自主行動基準制度の実を上げるためには、自主行動基準が遵守されているのかの事後チェックを行い、遵守されていない場合の指導・勧告を行っていくことが重要で、そのための人的な体制についての充実が必要だと考えます。</p>
4	<p>「自主行動基準の内容が目的に合致していないと認められるとき」の是正勧告と同様に「当該事業者の事業活動がその基準の内容を遵守していないと認められるとき」においても、その遵守されていない事業活動に対する是正勧告を可能とし、是正されない場合には公示しないこととする規定を設けることには賛成である。</p> <p>とりわけ、是正されない場合には公示しないとする規定は、この制度の趣旨や目的に合致したものと考える。</p> <p>なお、事業活動が自主行動基準を遵守しているかどうかの検証を行う必要がある。</p>
5	<p>中間報告の内容に異論はありませんが、現行の自主行動基準の届出制度が事業者のマーケティングツールにならないよう検証を強めてください。</p>
6	<p>中間報告の内容に異論はない。</p> <p>一方で、現行の自主行動基準の策定、届出制度がその目的とする効果を発揮しているかどうかの検証作業を消費者基本計画に盛り込み、制度の実効性を高める必要がある。</p>
7	<p>中間報告の内容に賛成する。</p> <p>但し、自主行動基準の策定・届出が本来の目的に沿った効果を発揮しているかの検証を消費者基本計画に加え、自主行動基準の実効性を高める必要がある。</p>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間報告に異論はありません。</li> <li>・自主行動基準を提出している事業者の中には、特定商取引法や大阪府消費者保護条例に基づいて行政措置をされた事業者がいる。現行条例第11条に規定されている自主行動基準策定の届出があった時点における「自主行動基準の内容が目的に合致していないと認められるとき」の是正勧告(同条第三項)と同様に、「当該事業者の事業活動がその基準の内容を遵守していないと認められるとき」においても、その遵守されていない事業活動に対する是正勧告を可能とし、是正されない場合には公示しないこととする規定を設けることには賛成である。</li> </ul>
9	賛成である。
10	<p>自主行動基準については、中間報告に賛成です。</p> <p>しかし届後、事業活動において、基準内容が順守されているかどうかの検証を行う事、例えば1年ごとの検証規定を設けていただきたい。</p>
11	<p>中間報告の内容を支持します。</p> <p>しかし、現行の自主行動基準の届出制度が事業者のマーケティングツールにならないよう検証を強めるようお願いいたします。</p>

## 7 消費者基本計画の策定について

	いただいたご意見
1	中間報告の内容に賛成です。基本計画策定の際には、生活者の視点を持つ消費者（府民）からも参加できる仕組み（構成）を考えて下さい。
2	消費者基本計画の策定を早急に実施すること。また定期的に実施状況や成果の点検、評価、修正するために消費者保護審議会の意見を聞く必要があり、そのためには消費者保護審議会が現在は府の諮問機関として、知事の諮問がある場合にのみ開かれるのではなく、2分の1以上の委員が審議会の開催を要求した場合は、審議会を開催しなければならないとする。
3	消費者基本計画の策定について、賛成です。 基本計画を策定する作業を通じて、消費者行政の他分野を扱う他の部課との連絡調整が必要となり、その作業を通じて庁内連携が促進されると考えられるからです。基本計画の策定を通じて、現在全く稼働していない大阪府消費者行政推進本部会議の活性化を図る必要があると思います。 基本計画を策定することによって、その検証評価の作業が必要となり、検証評価のための指標作りなど、行政評価手法が消費者行政の分野でも必要となると思われます。このような検証評価がなされること自体が、消費者行政の充実強化のためには必要なことだと思います。
4	条例において、基本計画を策定しなければならないことを定めることに賛成です。 なお、基本計画を策定する場合には、計画の策定後の点検評価が重要であり、そのことにより、実効性のある消費者施策を進めていくことが必要だと考えます。
5	中間報告で最も評価できる点であり賛成である。 「消費者教育」を含む基本計画を策定し、実施を図るべきである。そのためには、条例改正を早急に行い、計画立案のための議論をスタートさせるべきである。
6	大阪府においても消費者基本計画を策定して、計画的に消費者施策を推進することに賛成する。 消費者教育の推進を含む計画を早期に策定して、実施を図るべきである。そのため、できるだけ早く条例改正を行い、計画立案のための議論をスタートさせる必要がある。
7	消費者基本計画の策定を条例上明記することに賛成である。実施後の基本計画の評価が不可欠であり、評価検証についても条例上明記すべきである。
8	中間報告に賛成です。
9	大阪府においても消費者基本計画を策定して、計画的に消費者施策を推進することに賛成である。消費者教育の推進を含む計画を早期に策定して、実施を図るべきである。 そのためには、条例改正を早急に行い、計画立案のための議論をスタートさせる必要がある。

## 8 応訴における消費者支援について

	いただいたご意見
1	導入を進める立場で、議論や調査研究をしてほしい。
2	<p>中間報告では、応訴における消費者支援については今後の検討課題とされているが、訴訟資金の貸付実績がない現状では、やむを得ないと考える。</p> <p>そもそも「応訴における消費者支援」より以前に、現行の「訴訟資金の貸付」の実績がないことが問題である。ニーズもなく、利用実績もない名前だけの制度であるならば不要である。なぜ利用されないか調査を行い、貸付制度が利用しやすくなるよう運用面で改正していただきたい。</p> <p>併せて、実施している他市を参考にしながら、導入の方向を示していただきたい。</p> <p>他の支援との役割分担について、「法テラス」の名前があがっていたが、法テラスの訴訟援助は、要件があり、合致しないと使えないので、代替の制度とは言えない。</p>
3	<p>応訴における消費者支援については、速やかに導入し、訴訟の当事者となる消費者の心理的・物理的負担が軽減されるようにしてください。</p>
4	<p>応訴を含む消費者が訴訟上の当事者となる場合の支援については、堺市消費生活条例、大阪市消費者保護条例、東京都消費生活条例等で規定されている。</p> <p>中間報告は、応訴における消費者支援について今後の検討課題としているが、導入を進める立場で調査研究を速やかにを行い、消費者保護審議会で実現の方向を示すべきである。</p> <p>消費者にとって裁判の当事者となることは多大な心理的負担、物理的負担を背負うこととなる。</p> <p>したがって、裁判の当事者となった消費者への支援は、裁判費用の貸付だけでなく、そのほかにも様々な支援が必要であり、それを条例に規定することは消費者の保護とともに、自立の支援にも資するものである。</p> <p>府内市町村の相談現場を含めて、支援に値する事案の有無や相談員へのヒアリングなどを行い、他自治体の活用事例も参考にしながら、制度の必要性を議論すべきである。</p>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中間報告では、応訴における消費者支援については今後の検討課題とされている。その理由として現行条例で規定されている訴訟資金の貸付について、制度創設以降、実績がないためとされている。しかし、訴訟資金の貸し付けを受けるための前段階としての苦情審査会が開催されていないために、貸付がなかったことや、貸付制度の周知が不十分なために活用できていなかったことが現状である。貸付が行われていない理由に、調停前置主義になっていることもあるのではないかと推察する。これまでの利用実績がない理由や原因を精査、検討していただきたい。</li> <li>・ 事業者が消費者を訴える事例が増えており、消費者が訴えられた場合には、消費者は誰もが弁護士に相談できるわけではない。裁判になった事案の応訴のアドバイス、裁判所への付き添い、法廷での補助ができ、訴訟援助が規定されている者がある。応訴の場合も対象にした訴訟支援制度にしていきたい。</li> <li>・ 「訴訟を提起する場合」に関して、「訴訟」のみならず、調停、保全、執行、債権者破産申立、弁護士費用が含まれるのかについて疑問が呈されることもあるが、消費者保護条例施行規則8条1号（民事訴訟費用等に関する法律第2章の規定により裁判所に収める費用）、同条2号（弁護士に支払う手数料及び謝金）において、フォローされているとも考えられる。但し、このことを明確にするために、「訴訟を提起する場合」を、「訴訟の提起その他法的手続きをとる場合」に改訂することを望む。</li> <li>・ 府内市町村の活用事例を参考にしながら、貸付制度がよりやすくなるよう条例を改正されたい。</li> </ul>
6	<p>消費者にとっては、裁判制度に自ら関わること、精神的にも費用的にも負担の大きいことでもあります。まして、自らの意思にかかわらず「被告」とされることは、事業者と対等の交渉力を持たない消費者にとって、支援なくしては裁判に臨めないことは明白です。</p> <p>裁判の当事者となった消費者には、裁判費用の貸付だけでなく、消費者教育の観点からも、専門家による相談、カウンセリングといった支援が必要と考えます。</p> <p>条例に規定があれば、さまざまな方向から活用を検討することが出来ると考え、条例への明記を望みます。</p>
7	<p>貸付制度について、府下自治体の相談員に周知を図るとともに、使いやすい制度として、提訴・応訴ともに対応できる制度とされるよう規定されたい。現行制度についても、よく理解できていないので、お知らせいただきたい。センターでのあっせんに対して、まったく対応せず、「提訴してくれたらいい」と言い放つ事業者への、抑止力としても効果的な制度となることを期待しています。</p>
8	<p>応訴における消費者支援については、できるだけ早く導入して訴訟の当事者となる消費者の心理的、物理的負担がより少なくなるようにして下さい。</p>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応訴も対象とした訴訟支援制度を要望する。</li> <li>・ 消費者が消費生活センターの助言を受け、書面不備等を理由にクーリング主張をしている場合に、未払い金回収として事業者が訴訟提起することが考えられる。</li> </ul> <p>訴訟でも消費者主張が認められる可能性があっても、事業者は契約時に相談者の属性や経済的状況、家族等支援の有無を把握していることが多く、こうした状況から消費者の応訴の可能性が低い場合には、消費生活センターでのあっせんに応じず訴訟提起が懸念される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応訴支援があれば、上記のような動機での提訴を抑止することも期待できる。</li> <li>・ 裁判になった事案の応訴のアドバイス、裁判所への付き添い、法廷での補助ができ、訴訟援助が規定されている他県の条例も参考に訴訟支援もお願いしたい。</li> </ul>

## 9 その他について

	いただいたご意見
1	<p>名称について これまで通り消費者保護条例の保護を残す事。一般に言われているように消費者と事業者の間には情報の質、量ともに大きな格差があり、また交渉力や資力に於いても格差が大きい。 消費者は自立しながらも保護されるべき対象である。 現在も消費者被害は多く発生しており、行政においては消費者保護の目線が絶対必要である。</p>
2	<p>1. 基本計画の作成、消費者教育推進の関する条例の作成を早急に実施すること。 2. 苦情審のところで述べてが、消費者保護審議会を府の諮問機関ではなく、条例や基本計画の実施状況、成果の点検や必要に応じて見直しをすることが出来るような機関にすること。 3. 消費者の申し出制度を整備し、府民の力を活用出来るよう府と消費者が力を合わせて、多発している消費者問題に対処することが大切だと思う。現状は書面で申し出ないため曖昧な口頭での回答で処理されており、条例を活用して府民の生活をよくするようにはなっていない。</p>
3	<p>中間報告の趣旨に沿った条例改正をできるだけ早く行うべきである。 消費者基本計画と消費者教育推進計画については、条例改正を待たずに直ちに策定に向けた準備、検討を開始して、2014年度中には両計画を策定すべきであり、両計画の策定期間の目途については答申の中に明示すべきである。</p>
4	<p>「消費者保護」の視点は欠くことができないので、名称については、現行のままにすべきと考える。</p>
5	<p>(1) 現行は第5章雑則に「消費者教育等」と記載されているが、消費者教育推進を新たに「章」を起こして条文として明記してほしい。 (2) 消費者がおんぶに抱っこを望んでいるものではなく、事業者との間には情報に質、量に格段の差があり、交渉力においても差が大きい。「保護」は絶対取るべきではない。</p>
6	<p>(1) 条例の名称については、現行のままとすべきである。 (2) 条例の前文については、前回改正以降の社会情勢や消費者被害の変遷に対応した記述に改めるべき箇所がある。条例の趣旨を引き継ぎ、かつ変化に対応した内容に改正する具体的な議論をすべきである。 (3) 消費者教育の推進計画及び消費者基本計画の策定議論をできるだけ早く開始すべきである。審議会の答申には、いつまでに計画を策定して実行に移すのかを明示すべきである。</p>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者保護条例の抜本改正を希望する。</li> <li>・条例の名称については、現行のままとすることは賛成である。</li> <li>・条例の前文については、前回の改正以降の社会情勢や消費者被害の変遷に対応した記述に改めるべきである。特に「消費者教育基本法」の制定もあり、「消費者教育」についてその重要性和必要性を強く推進すべきであることを盛り込むことが望ましいと考える。</li> </ul>
8	<p>(1) 名称の改正については、「保護」を外す必要はない。消費者政策、消費者行政においては、支援と保護のいずれもが必要だからである。 (2) 集団的消費者被害回復制度についての対応については、府議会もその成立を求めているところであり（平成24年3月23日）、法律の成立後直ちに対応できるように準備しておく必要がある。 (3) 前文については、より良いものに修正し、特に消費者教育の推進の必要性・重要性を強く訴えるものとするに賛成である。</p>
9	<p>条例の名称については、消費者と事業者との間の様々な格差にかんがみ今後も「保護」の文言を継続されたい。 前回改正の際に、訪問販売お断りシールについて、具体的な適用の記載があったことは、大変わかりやすくありがたいものでした。 条例を生かして解決できる事例を数多く掲載していただきたい。また、前回改正以降に出現した事案について、引き続き条例の趣旨を明快に記載いただくよう要望します。</p>
10	<p>消費者の権利を守ってもらえる条例の改正、ありがとうございます。 私たちが消費者として、学習し、力をつけていきますので、行政の方でも、しっかり対処していただきますようよろしくお願い致します。</p>
11	<p>「大阪府消費者保護条例の改正」に期待して、中間報告に感謝しています。 私たちが消費者として、力をつけていきますので、行政の方でも、しっかりと対処していただきますようお願い致します。</p>